

## 広島県公安委員会告示第 30 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 25 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
8 P05 81	告示の日 (平成 31 年 4 月 25 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P ジューシーハニ ー 2 R E Y 2	株式会社サンセイアールア ンドデイ 代表取締役 梅村 尚孝 (愛知県名古屋市中区丸の 内二丁目 11 番 13 号)	左同
9 P02 39	同上	同上	P 牙狼冴島鋼牙 X X-MP	同上	左同
9 P02 72	同上	同上	P V 王 G L C	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目 201 番地)	左同
9 P01 07	同上	同上	P A ストライクウ イッチーズ X B D	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋市中区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同